

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日替り、  
の翌日)

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類	番 号	氏 名	本籍地
高等学校助教諭免許状	昭四二高助第六号	香 川 晃	鳥取県

## 鳥取県告示第四百五十五号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、博愛病院従業員組合執行委員長石田登から争議行為を行なう旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の第四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 一 事 件

- (一) 賃金引上げの要求に関する事。
  - (二) 夏期手当の要求に関する事。
  - (三) 病院経営の組織、機構等の改革に関する事。
- 二 日 時 昭和四十二年七月八日からこの事件が解決するまで
- 三 場 所 米子市加茂町二丁目一番地

医療法人同愛会 博愛病院

四 概 要 保安要員を除く組合員によるあらゆる形の争議行為の実施

鳥取県告示第四百五十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年一月から同年三月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を、同法同条第五項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年七月四日

### 目 次

- ◇ 告 示 教育職員の免許状の授与  
争議行為を行なう旨の通知  
肥料の分析検査の結果の概要  
昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二二号の一部改正  
家畜伝染病予防法によるピロプラズマ病検査等の実施  
土地改良区の定款の変更の認可  
土地改良区の役員の就退任  
道路交通法による職聞の実施
- ◇ 公 告 毒物劇物取扱責任者試験の合格者  
猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催
- ◇ 雑 報 地方職員共済組合役員の異動

### 告 示

#### 鳥取県告示第四百五十四号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十二年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

肥料の種類	保証票添付者	検査点数	うち不 合格点数
蒸製骨粉	日綿実業株式会社	三	〇
魚かす粉末	大協肥料株式会社	三	〇
わたみ油かす粉末	丸全製油株式会社	三	〇
ひまし油かす粉末	豊年製油株式会社	三	〇
カボック油かす粉末	加藤製油所	三	〇
第一種複合肥料	鳥取県経済農業協同組合連合会	二七	〇
〃	倉吉市農業協同組合	三	〇

鳥取県告示第四百五十七号

昭和四十二年三月鳥取県告示第二百二号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のとおり改正する。

昭和四十二年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛知県 静岡県 岐阜県 埼玉  
 県 東京都 千葉県 茨城県 群馬県 山梨県 福岡県 秋田県 栃木県  
 鹿児島県 青森県 長野県」を「岡山県 兵庫県 神奈川県 宮崎県 愛  
 知県 静岡県 岐阜県 埼玉県 東京都 千葉県 茨城県 群馬県 山梨  
 県 福岡県 秋田県 栃木県 鹿児島県 青森県 長野県 福島県」に改  
 める。

鳥取県告示第四百五十八号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてピロプラズマ病検査、だに駆除、結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査、肝てつ駆除のための投薬及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき牛及び鶏の所有者に対して検査、駆除又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十二年七月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ピロプラズマ病、結核病、ブルセラ病、肝てつ症及びひな白痢予防のため
- 二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 1 ピロプラズマ病検査、だに駆除、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬
  - 牛。ただし、生後三月以内のもの及びひな前後一月以内のものを除く。
- 2 結核病検査及びブルセラ病検査
  - 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及びひな前後一月以内のものを除く。
- 3 ひな白痢検査
  - 種鶏及びこれらと同一構内で飼育している鶏。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査、駆除又は投薬の方法

- 1 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
- 2 だに駆除 BHC散布
- 3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査
- 4 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与
- 5 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- 6 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 7 ひな白痢病検査 ひな白痢病急速凝集反応

別表  
ピロプラズマ病検査及びだに駆除

実施期日	実施区域	実施場所
七月七日	溝口町	榊水原検診場
" 十日	江府町	大平原 "
" 十一日	" "	東山 "
" 十三日	日南町	上坂、名谷 "
" 十四日	" "	細屋、笠木 "
" 十七日	江府町	栃谷 "
" 十八日	日南町	豊栄 "
" 二十四日	" "	中秋、阿昆縁 "
" 二十五日	" "	大菅 "
" 二十六日	" "	花見山 "
" 二十七日	江府町	下蚊屋 "
" 二十八日	" "	奥山 "
" 十二日	岸本町	大山放牧場
" 十三日	" "	" "

" 十四日	名和町	神田放牧場
" 十七日	大山町	香取検診場
" 十八日	" "	" "
" 十九日	中山町	高橋放牧場
" 二十日	" "	" "
" 二十四日	" "	萩原検診場
" 二十五日	" "	" "

結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

実施期日	実施区域	実施場所
七月十七日	七月二十日	名和町
" 二十四日	" 二十七日	" "
" 二十五日	" 二十八日	" "
八月七日	八月十日	大山町
" 八日	" 十一日	" "
" 九日	" 十二日	" "
" 十四日	" 十七日	" "

ひな白痢検査

実施期日	実施区域	実施場所
七月七日	鳥取市	各種鶏場
" 八日	" "	" "
" 十日	" "	" "



江北土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

監事 涌嶋 仁 東伯郡北条町大字江北

任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

監事 涌嶋 仁 東伯郡北条町大字江北五九五番地

昭和四十二年五月十九日役員選挙会において当選し五月三十一日就任

任期二年

佐野川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山中栄知 日野郡溝口町大字宇代

石黒善治 西伯郡岸本町大字大殿

長谷川博之

小村静晴 坂長

草原 賈

堀尾武治

船橋雄治

神原仲胤 岩屋谷

美甘克己

岩田経徳 会見町諸木

岩田 茂

前田孝一 米子市別所

実繁 豊

生田弥範 諏訪

富士川 堯

湯原孝夫

西村英雄 西伯郡岸本町坂長

諸田良一 米子市別所

任期満了に伴い退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山中栄知 日野郡溝口町大字宇代三五〇番地

石黒善治 西伯郡岸本町大字大殿一、一七〇

渡部重幸 一、二〇四

小村静晴 坂長一、六八七

草原 賈 八四九

船橋雄治 九一七

和田 薫 一、二三七

神原仲胤 岩屋谷一七八の一

美甘克己 四四五

岩田経徳 会見町大字諸木六三

岩田 正 一九一

杉村 勇 米子市別所一、〇五二

前田 巖 七八八

生田弥範 諏訪二四二の一

石原英敏 五三四

監事	実松 政寿	西伯郡岸本町大字坂長八九二
"	杉村 幸	米子市別所一、一六七
"	湯原 孝夫	諏訪八一

昭和四十二年五月十七日通常総代会において総選挙の結果当選し五月二十三日就任 任期四年

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第三十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年七月四日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

#### 一 聴聞の期日及び場所

昭和四十二年七月十三日 午前九時三十分から

米子市桃町 米子警察署会議室

#### 二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 米子市二本木四六三 高塚 克
- 2 米子市河崎新田 園本 春雄
- 3 米子市西町九 高木 勉
- 4 米子市目久美町二三八 恵荘内瀬田方 村上 宏司
- 5 米子市旗ヶ崎六〇〇の一 細田アパート内 綿村 利光
- 6 米子市吉岡 大協組内 佐々井 毅
- 7 西伯郡日吉津村日吉津四四二 富田 尊治

- 8 西伯郡日吉津村日吉津一五八一 橋田 広道
- 9 西伯郡淀江町大字中間四二八 福吉整方 真野 照
- 10 西伯郡名和町大字倉谷五〇八 入江 积迦人
- 11 境港市渡町二一〇九 根本 重利
- 12 境港市東雲町二一 川崎 守康
- 13 境港市新屋町六一九 足立 学
- 14 西伯郡岸本町大字丸山二四一 田原 淳
- 15 西伯郡岸本町大字須村五九五の六 清水 誠
- 16 日野郡江府町大字江尾二一二五 徳岡 廉三
- 17 東伯郡東伯町大字八橋三二五二 高松 馨
- 18 西伯郡中山町大字塩津六四二 谷野 輝幸
- 19 東伯郡大栄町大字大谷一三五五の一 河本 義夫
- 20 東伯郡東伯町大字榎下一一四三 山崎 正人
- 21 日野郡日野町大字中管三五二 谷口 俊典
- 22 西伯郡名和町大字倉谷五八七 入江 政男
- 23 米子市東福原七九七 西尾 敏博
- 24 西伯郡岸本町大字遠藤三五 細田 政宏
- 25 米子市錦町二丁目五八 青戸方 増田 英一
- 26 西伯郡淀江町大字中間四二八 吉田 芳夫
- 27 米子市角盤町三丁目一〇五 国益冷凍機米子営業所 伊藤 紘
- 28 米子市上福原九九五 小沢 巖

公 告

昭和42年6月15日実施した毒物劇物取扱者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和42年7月4日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一般毒物劇物取扱者試験の合格者

- 松島秀夫
- 西谷寿行
- 平木寿子
- 伊藤恵美子
- 網本住美代
- 石本道則
- 坂田治郎
- 中村幸男
- 岡田節子
- 木本三秋
- 上原勝俊
- 上福正忠
- 遠藤久子
- 上谷久子
- 宮城衛
- 古川恵美子

農業用品毒物劇物取扱者試験の合格者

- 森田一義
- 由沢茂樹
- 下川晃一
- 田辺正史
- 河田崇章
- 河田武男
- 矢田良導
- 坂村武夫
- 渡辺睦夫

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和42年7月4日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

1 開催の日時及び場所

日	時	場 所	受 講 対 象 者
昭和42年7月25日 午後1時から午後5時まで		倉吉警察署会議室	倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和42年7月28日 午後1時から午後5時まで		米子警察署会議室	米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
昭和42年7月31日 午後1時から午後5時まで		鳥取警察署会議室	鳥取、岩井、郡家、智頭及び浜村の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの。

ただし、昭和41年6月7日以後の狩猟者講習会における講習を受け、乙種又は丙種の狩猟者講習修了証明書を有する者は除く。

3 講習科目及び講習時間

猟銃及び空気銃の所持に関する法令 2時間

猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い 1時間

4 考 査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行なう。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講日の5日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

(1) 筆記用具

(2) 猟銃等講習会開催手数量の額(500円)に相当する鳥取県収入証紙

(3) 印鑑

雑 報

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第14条第4項の規定に基づき、役員の変更を次のとおり公告する。

昭和42年7月4日

地方職員共済組合

理事長 萩 田 保

新任 理事(非常勤) 高 橋 忠 雄

退任 理事(非常勤) 内 野 一 郎

(新任は昭和42年6月2日付け、退任は6月1日付け)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

(定価 一部一箇月三百円(送料を含む。))